

長与町町勢要覧作成業務仕様書

1 業務の名称

長与町町勢要覧作成業務

2 業務の目的

長与町が有する自然、歴史、文化等の情報や、町勢及び現況をビジュアル的に分かりやすく紹介し、町内外に本町の魅力を広く発信するとともに、本町への理解を深めてもらうことを目的に、令和9年版の長与町町勢要覧を作成する。

3 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和9年3月19日（金）までとする。

4 委託限度額

本業務の委託限度額は、3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）までとする。

5 業務の内容

(1) 表紙及び本文全般にわたる企画・デザインの作成

企画立案、デザイン、レイアウト、現地取材、写真撮影、原稿作成、編集、校正、印刷、製本、納品など長与町町勢要覧作成に必要な全ての作業を実施すること。

[コンセプト]

- ・長与町が定める「長与町第11次総合計画」を基本として、町の環境、くらし、福祉、都市基盤、産業、観光、教育、歴史、文化等を町内外に広くアピールすることができる内容とする。

※長与町第11次総合計画は、町ホームページで閲覧可。

[デザイン]

- ・ユニバーサルデザインに配慮したデザインにすること。
- ・読者の目を引く冊子となるよう、文字数やキャプションは最低限とし、写真を多く、余白を活かす等工夫し、全体を通して統一感のあるデザインとすること。

[写真撮影]

- ・写真については、原則として受注者において撮影すること。ただし、契約期間内に撮影できない季節の風景などの写真については、発注者が提供する写真を使用することができるものとする。

[構成事項]

町勢要覧は、以下の内容すべて含むものとする。

- ・長与町長あいさつ
- ・長与の紹介（地勢、町章、町花・木、町民の誓い、議会等）
- ・町の魅力紹介（子育て、教育、健康づくりなど町の主要な施策を盛り込むこと）
- ・対談（本町の将来像「人・緑・未来 つなぎ はぐくむ ながよ ～幸福度日本一のまちをつくる～」に基づきテーマ設定すること）
- ・地域資源（自然、歴史、文化、産業など）

※このほか、独自の企画を盛り込むこと。

(2) 印刷・製本

- ・サイズ等 A4判、32ページ程度
- ・印刷部数 1,500部
- ・印刷 オフセット印刷
- ・刷色 オールカラー ※環境に配慮したインクを使用すること。
- ・紙質 提案による
- ・製本 提案による

(3) 電子データの作成

受注者は、以下のデータを作成し提出すること。なお、写真・画像データ、図表データ、イラストデータをCD-Rにまとめて提出すること。

- ・町勢要覧PDFファイル
 - ①高解像度データ（解像度300dpi以上）
 - ②低解像度データ（ホームページ掲載用）※ディスプレイへの表示の用に供し、かつ印刷しても十分判別可能であること。

(4) 製作業務全般の管理

受注者において、専門の編集員による原稿の読み込み（素読み校正）や標記の統一を図るための内容の確認を行った後、発注者による内容の確認及び校正を受けること。

発注者による原稿内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応しなければならない。

6 再委託等の制限

受注者は、本業務の全部を再委託し、または請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、または請け負わせる場合であって、事前に書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

7 納品する成果品

- (1) 第5項(2)に定める町勢要覧 1,500部
- (2) 第5項(3)に定める電子媒体(CD-R)一式

8 納入場所

長与町総務部秘書広報課

〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

電話：095-801-5780（直通）

9 その他

- (1) 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たしたものとすること。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。
- (2) 完成した長与町町勢要覧の原版及びデータの所有権並びに印刷物の著作権等、一切の権利は発注者に帰属するものとする。
- (3) 発注者は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携を推進するため、ホームページ配信など、二次的、三次的な利用と、それに伴う再編集についても可能なように対応すること。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (4) 成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。
- (5) 本業務により収集した個人情報の取り扱いについては、受注者側で一切の責任を負うこと。
- (6) 受注者は、業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。